不当労働行為救済申立事件の命令書の交付について

（徳島県労委平成２９年(不)第１号事件）

徳島県労働委員会（会長　豊永寛二）は，上記事件に係る命令書を，各当事者に交付しました。

１　当事者

申 立 人　Ａ組合（以下「組合」という。）
被申立人　Ｂ会社（以下「会社」という。）

２　申立日　　平成２９年４月５日

３　事案の概要

会社が，組合員Ｘに対し，①平成２７年及び同２８年の夏・冬賞与の支給に当たり，同２６年の夏・冬の賞与額を下回る額を支給したこと，②同２６年７月を最後に，昇給を停止していること，③マイナンバーの未提出を理由に，同２８年分の年末調整手続を行わなかったことが，労働組合法第７条第１号（不利益取扱い）に，また，④同２８年２月１８日及び同２９年２月２１日付けの組合からの団体交渉申入れ（以下「本件団交申入れ」という。）に会社が応じなかったことが，同条第２号（団体交渉拒否）に，それぞれ該当する不当労働行為であるとの主張により，組合が当委員会に救済申立てを行ったもの。

４　命令交付日　　平成３０年４月１８日

５　主文の要旨

(1)　会社は，本件団交申入れ事項を議題とする団体交渉に，速やかにかつ誠実に応じなければならない。

(2)　会社は，本命令交付後１０日以内に，「本件団交申入れに応じなかったことは不当労働行為であると認められた。今後，このような行為を繰り返さないようにする」旨を記載した文書を組合に交付しなければならない。

(3)　平成２７年夏・冬賞与の減額に関する申立ては却下する。

(4)　その余の申立ては棄却する。

(5)　会社は，上記(1)及び(2)を履行したときは，当委員会に速やかに文書で報告しなければならない。

６　判断の要旨

(1)　会社は，本件団交申入れに対して，組合と対面の上，団体交渉に応ずべきであったにもかかわらず，これをしなかったことに正当な理由はないことから，労働組合法第７条第２号の不当労働行為に該当する。

(2)　平成２７年夏・冬賞与に関する申立てについては，救済申立期間（行為の日から１年）を徒過している。

(3)　平成２８年夏・冬賞与及び平成２７年７月以降の昇給に関する申立てについては，組合員Ｘの勤務状況が良好なものとはいえず，会社の人事考課は不合理とまでは認められないことから，会社の不当労働行為意思を推認することができないため，労働組合法第７条第１号の不当労働行為には該当しない。

(4)　年末調整手続の実施に関する申立てについては，マイナンバー提出の要否に関する会社の誤った認識に起因したものであって，そこに会社の反組合的意図は認められないため，労働組合法第７条第１号の不当労働行為には該当しない。